

利用上の注意

1 市町村民経済計算は、県民経済計算による県の計数を、経済センサスによる従業者数等の各種統計指標で分割して推計しています。

県民経済計算の仕組みや考え方・推計方法は、内閣府経済社会総合研究所が作成した「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」及び「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準版）」に準拠して推計しています。

2 県民経済計算及び市町村民経済計算は、精度向上のための推計方法の変更や新たに入手した基礎資料に基づき、遡って推計値を算出していますので、過去の公表値とは異なる場合があります。このため、平成23年度から令和元年度の計数を利用する際は、本報告書（最新版）の数値を利用してください。

なお、過去に公表した平成22年度以前の計数は、令和2年度市町村民経済計算と異なる推計基準で推計しているため、ご利用の際はご注意ください。

3 掲載している数値は、特に注釈のない限り名目値です。実質値については、資料の制約などにより推計が困難なため、推計していません。

4 統計表中の数値は、単位未満を四捨五入して表示しているため、総数と内訳の合計等が一致しない場合があります。また、各地域・各市町村で刊行する同様の報告書の数値とは一致しない場合があります。

5 統計表の記号については次のとおりです。

「 - 」・・・当該数値がない場合 「 0.0 」・・・表章単位未満の場合

6 統計表の増加率は次式により算出してあります。

$(X_1 - X_0) / (X_0 \text{の絶対値}) \times 100$ [X_1 : 当期（年度）の計数 X_0 : 前期（年度）の計数]

これにより、マイナスからプラスに転じた場合及びマイナス幅が縮小した場合の増加率の符号は、プラスで表示されます。

7 この報告書は、令和3年3月末現在の35市町村を単位として作成しています。

（村山地域）

山形市、寒河江市、上山市、村山市、東根市、天童市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町

（最上地域）

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

（置賜地域）

米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

（庄内地域）

鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町